

名取出張所の統合延期 についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震による甚大な被害が発生したことに鑑み、平成23年3月22日（火）に予定しておりました仙台北法務局名取出張所の統合については、震災の影響が収まるまでの当分の間、延期することになりましたので、お知らせします。

これに伴い、土地・建物及び会社・法人の登記事務について、名取市、岩沼市及び亶理郡（亶理町及び山元町）に関するものは、3月22日以降もこれまでどおり名取出張所において取り扱います。

また、亶理郡（亶理町及び山元町）の戸籍事務及び人権擁護事務についても、引き続き仙台北法務局本局において取り扱います。

統合に関してご不明な点がありましたら、下記あてにお問い合わせ願います。

【統合に関する問い合わせ先】

仙台北市青葉区春日町7-25

仙台北法務局民事行政部民事行政調査官室

022(225)5611（代表）